

リンクス友の会会則

第1章 総則

第1条(名称)

本会の名称は「リンクス友の会」と称する。

第2条(目的)

本会は、半田ゴルフリンクスに集い、ゴルフ愛好者がゴルフを通じて楽しく健全なスポーツを愛好することを目的とする。

第3条(所在地及び事務局)

本会の所在地は愛知県半田市川崎町3丁目1番地の1に置く。

②本会の事務局は、半田ゴルフリンクスに置く。

第2章 会員

第4条(入会)

本会に入会を希望する者は、半田ゴルフリンクスが定める所定の手続きに従って、年会費を納入し会員資格を取得する。

②半田ゴルフリンクスは入会者に「リンクス友の会会員証」(以下会員証という)を交付する。

第5条(会費等)

会員は、次の年会費を納入しなければならない。

一. 初年度 16,500円(内、5,500円は入会事務手数料)

二. 次年度以降 11,000円

②年会費は、毎年1月1日～12月31日を年度とし、前払いで1回払いとする。

③既納の年会費は如何なる場合も返還はしない。

第6条(利用料金)

会員は、半田ゴルフリンクス所定のビジター料金のグリーンフィーを割引き利用することができる。

②半田ゴルフリンクスがイベント等で特別に料金設定した場合、及び貸切コンペ等で特別に料金設定した場合は、前項の割引きは適用しない。

③如何なる場合も他の割引きと併用することはできない。

第7条(資格の譲渡等禁止)

会員はその資格を第三者に譲渡または貸与することは出来ない。

第8条(資格の喪失)

会員は次の場合、その資格を失う。

一. 退会届があった場合

二. 年会費の納入がなくなった場合

三. 除名した場合

第9条(権利の停止または除名)

会員が次の各号のいずれかに該当した場合は会員としての権利を停止または除名することができる。

- 一. 半田ゴルフリンクス利用約款に違反した場合
- 二. 会員が半田ゴルフリンクスの名誉を毀損し、または秩序、エチケットを乱す行為をしたとき。
- 三. 会員証を不正に使用したとき。
- 四. その他処分を相当とする行為があったとき。

第3章 プレーの予約及び利用

第10条(予約)

プレーの予約はプレー日の3ヶ月前同日の午前10時より受付できる。

第11条(利用)

プレー当日はフロントで必ず会員証を提示して受付しなければならない。

会員証の提示がない場合は、会員としての割引き等が受けられない場合がある。

第4章 年度

第12条(年度)

リンクス友の会の年度は、毎年1月1日に始まり12月31日に終わる。

付 則

制 定 2002年1月1日

改 定 2014年4月1日